

徳島県いじめ問題調査委員会議事録

- 1 日 時 平成29年3月9日(木) 10:00～11:30
2 会 場 県庁8階 804会議室
3 出席者 委員 県
岡崎 啓子(敬称略、以下同じ) 朝日 隆之 監察局長
上地 大三郎 近藤 理恵 監察局次長
中岡 泰子 前田 茂 人権教育課いじめ問題等
山下 一夫 対策室長
松村 ひろ 総務課課長補佐
ほか

(会議次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 会長の選出
 - (2) 会長代理の指名
 - (3) 平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について
 - (4) 他県の事例紹介
 - (5) 国の動向について
 - (6) その他
- 3 閉 会

(事務局)

それでは、ただ今から、平成28年度徳島県いじめ問題調査委員会を開会させていただきます。はじめに、朝日監察局長よりご挨拶を申し上げます。

～開会あいさつ～

なお、本日は住谷さつき委員は、ご都合により欠席されておりますのでお知らせいたします。

それでは、これより議事に入ります。

議事の進行につきましては、会長にお願いするところですが、本会議は、委員改選後、初めての開催でございますので、会長選出までの間、引き続き議事進行を務めさせていただきます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議事(1)会長の選出をお願いしたいと思います。

「いじめ防止対策推進法施行条例」第19条第2項の規定により「会長は、委員の互選によって定める。」となっておりますが、いかがいたしましょうか。

(A委員)

引き続き山下委員にお願いしたい。

(事務局)

ただいま、ご推薦いただきましたので、山下委員に会長をお願いするというので、よ

ろしいでしょうか。

(異議無しの発言あり)

(事務局)

はい、それでは山下委員には、会長席の方へご移動ください。

それでは、会長から早速ではございますが、ご挨拶のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

この調査委員会は非常に重要な委員会として、本県で重大ないじめ案件が起こった時に、最終的に調査することになっている委員会です。ただ、今回も重大な案件は出てきていませんので、今日は状況の把握と勉強会をやっていくこととなります。

最初に私自身ちょっと、いじめについて感想を述べさせていただくと、一つ目は、いじめのない学校を目指すのは非常に大事なんですけども、いじめがあるかもしれないという感受性を常に持っているということは非常に大事だと思っています。

よく出す例なんですけど、ジャイアンとのび太の関係を見て、いい友達同士だなと思うのは、やはり問題があって、いじめかどうかはわからないけども、あの二人の関係気になるな、というように思わなければいけない。

そして、それを同僚と話し合う。「のび太君大丈夫だろうか？」みたいなそういうことを共有することが非常に大事であって、そうやって話し合っていくうちに、いじめではなかったとなればそれで良いし、しかし、逆に「やっぱりあれはいじめでしたよ。」ということになるかもしれない。最初の「あれ、ちょっと気になるな」という感受性を常に大事にしていきたいというように思っています。

それは、教師と共に我々もそういう感受性を大事にしたい。

次に二つ目は、「ポスト・トゥルース」と言う言葉、聞かれたことあると思うのですが、オックスフォード辞典の2016年の今年の言葉として選ばれた言葉として、要は真実を軽視して、感情に訴えて世論をリードしていくということです。イギリスのEU離脱の是非を問う国民投票やアメリカの大統領選挙の状況を反映したものです。事実に基づかない政治、「ポスト・ファクチュアル・ポリテクス」とも言われています。私たちは感情を大事にすると共に、やはり事実、客観的事実を大事にして、この委員会を進めていきたいと思っています。是非、ご協力よろしく申し上げます。

(事務局)

ありがとうございます。続きまして「いじめ防止対策推進法施行条例」第19条第4項の規定により、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。」となっておりますので、山下会長より会長代理をご指名いただきまして、その後は引き続き、本日の議事進行をよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、会長代理の指名についてですが、引き続き、上地委員にお願いしたいと思っております。

(会長代理)

よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、議事(3)「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」について、徳島県教育委員会人権教育課いじめ問題等対策室から説明をいただきます。

(事務局)

～資料1の説明～

(会長)

ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明に対して、どのようなことでも、ご質問やご意見がございましたら、どうぞお願いします。

(B委員)

資料の平成26年度欄の見直しとは、具体的に、いつ、どのような見直しが行われたのですか。

(事務局)

こちらにつきましては、岩手県矢巾町で自殺事案がございまして、岩手県の調査結果に反映されていなかったということがございました。その関係で文部科学省からこの年8月に、もう一度調査し直すようにと、と言いますのも都道府県でいじめの認知件数に大きな差がございまして、もう一度、定義を再確認する中で、再度調査し直したということでございます。

ちなみに定義に関しましては、共に児童生徒であるということでありまして、一定の人的関係が存在すること、それから、心理的又は物理的な影響を与える行為をしたことにより、心身に苦痛を感じていること、これがいじめ防止対策推進法第2条に定義されておりますので、もう一度再確認する形で再調査をした結果ということになります。

(B委員)

そうすると、定義とか基準自体が変わったわけではないけども、もう少しきちんとこれに沿った形で見ていこうと文部科学省の方からあったということですね。

(事務局)

はい。

(B委員)

23年度から27年度で倍にもなっていて、こんなに現場で増えているはずはない。たぶん表に上がってきたと言うことで、資料を見ても、出るのが恥だという風に考えるのではなく、むしろ出た方がいいという発想の転換があって、文部科学省自体が、そういう方向で各都道府県に言われているわけですか。

(事務局)

はい。平成27年8月のBPプロジェクト徳島開催で、文部科学省の課長が、いじめの認知件数は多ければ多いほどよいというようなことを、それから、本年、文部科学省が3

年間で行政説明を行うということで、本県が一番に手を挙げさせていただいたのですが、その折にも、法律のいじめは社会通念上のいじめより広範ということで、先ほど、いじめの態様についてのご説明をいたしたわけですが、人間関係・トラブルを注視することによって、こういう形で文部科学省の指示のもと、丁寧に観察をした結果、認知件数も多くなりました。

また、今まで過去の調査で見逃していたものが上がってきたと考えております。

(B委員)

そうすると、たくさん見つかるのはいいと思うんですけども、要はそれに対してどう対応するかというのを見ていかないとと思うんですけども、先ほどのご説明では、徳島県では解消の割合は少なく、とのことでしたが、およそ割合的にはどれぐらいでしょうか。

(事務局)

徳島県の場合に解消とされているのが、78.7%でございます。全国では88.6%。一定の解消につきましては、本県が18.4%、そして、全国が9.5%ということでございます。

この70%台の解消率の都道府県は、27年度の調査では6県ということで、慎重に対応しているところととらえているところでございます。

(B委員)

いじめ防止対策協議会の資料の中で、解消の定義を明確化するという提案がされていて、結局は何をもって解消としているのかがわからないと、何回かこの会議でも申し上げているのですが、徳島県は、何か解消の基準や指針を示すというわけではないのですか。

(事務局)

指針はございませんが、今回、文部科学省から3月に出るガイドラインにも出てくると思われますが、一定期間いじめを受けた方についての心身の苦痛がない状態を面談等でしっかり見る。そしてその一定期間が、明確に定めているわけではないんですけども、今回3か月と出されていますけども、それぞれのいじめに対しての対応でございますので、いろいろな例はあると思いますけども、単純に短い期間でなくなったと判断するのは非常に難しいと思いますので、数か月に渡ってという形の中で学校が判断してきているととらえています。

(B委員)

認知件数が増えている中で、学校現場の対応・体制というか、結構な件数をみていかなければいけないかと思うのですが、その辺の体制はいかがですか。

(事務局)

教職員のいじめ問題に対する意識は、積極的認知を周知する中で、意識が高くなってきたと思っております。学校はいじめの事案がありますと、組織そして管理職を中心に学年・担当・担任レベルで、様々対応していくこととなりますので、そういう面では多忙な部分はあるかと思いますが、やはり通常の指導の中で、年間通じて行われる道徳教育でありますとか人権教育、それから予防教育や各学校で行っている活動等を基にいじめが起こらないような土壌づくりを進めながら、個々の対応につきましては、命に関わることでござい

ますので、多忙というものがございましたも、やはり当事者同士に丁寧に対応し、また、専門家の方、スクールカウンセラーの方やスクールソーシャルワーカーの方に御協力いただいて、いわゆる人間関係からと言われるところもありますので、その改善に総力をと考えているところであります。

(B 委員)

ありがとうございました。

(会長)

他に何かございませんか。

(C 委員)

26年度から27年度の認知件数が倍以上になっているところが気になっていまして、対人関係のトラブルも、初期段階のものも入れていったとのことでしたが、下のところのいじめの態様で言いますと、前年度と比べてどの部分が高くなったのでしょうか。

その他が中学校で24という件数になっておりますので、前年に比べてどの部分が高くなったのかを教えていただけたらと思います。

(事務局)

26年度と27年度のいじめの態様の特に増加しているところですが、やはり件数が多い「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」であったり、2番目に多い「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。」、3番目に多い「仲間はずれ、集団による無視をされる。」といったようなところ、比較的いじめの初期段階で現れる行為が数的には多く増えているという感想を持ちました。

(C 委員)

その他の中身としては、具体的なことは書いていないのでしょうか。

(事務局)

それに関しましては、学校のほうに直接確認したわけではないのですが、学校が抱えている問題点というところが出てきているのは、叱咤激励、「しっかりしなさい。」とか「早く、急いで。」などを友達から言われることによって不愉快に感じるお子さんもいらっしゃる、意思疎通がうまくできないことによって、本人が嫌な気持ちになれば「いじめ」といったところからすると、こういったこともいじめと解釈せざるを得ないのかなといったところで、学校のほうが判断したというケースもあるのではないだろうか、と思います。

また、既に出て上がっているグループラインに「僕も入れて。」と言ったときに、「これは、バスケット部のグループラインだから入れないよ。」と言われたことに関して、その子が傷ついてしまったような事案。これは、仲間はずれとは言いがたいけども、本人が嫌な気持ちになったのであればといったところであったり、あと、無視されているような気がするといったことを、学校としては、なかなか説明がつかなくて、その他のところに入れざるを得ないといったところで、その他のところに入ってきているのではないかと思っております。

(A 委員)

件数の中で、解消して、それから再発ということはなかったのかということと、資料1のいじめの態様のうち、「パソコンや携帯等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」の割合が意外と少ないなと思ひまして、これ実際は、もっともっと多いのではと思つたのと、この中で被害ということで警察の方に被害届を出して、事件化されたものがあつたのかをお聞きしたいと思ひます。

(事務局)

いじめの解消状況の中で再発したものがないかというご意見なんですが、97.1%以外の2.9%あたりに含まれてくるのではないかと感じております。

また、「パソコンや携帯等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」のパーセンテージは、実は、平成24年度、25年度、26年度あたりまでは増加傾向であつたのですが、委員のおっしゃつたように平成27年度は数字的には下がつております。それに関しましては、子どもたちの中に潜んでいるのではなかろうかというようなところを非常に懸念している次第です。

数字的なもの以外でも、こんなところには出ていないかと角度を変えた調査の必要性を感じている次第です。あと、被害及び事件化についても若干数ありますが、ここでの回答は若干数あるということで控えさせていただきます。

(会長)

いじめは世界どこでもあつて、85年ぐらいに、第1期のいじめが社会問題化した時に、これは日本独特の現象だと、日本人のどうのこうのとなりましたけど、いろいろと調査したら、世界中どこにでもあつたということがわかりました。

実は、世界のいろいろな研究者の定義によると、いじめというのは上下関係があつて、継続して、みたくないことを言われていまして、日本も昔はそういう考えをとつていました。しかし、平成26年の矢巾町の件をきっかけに、もっと広く取りましようということで、とにかく本人が嫌な気持ちになったら、まずいじめとしてとらえましようということで、日本の場合は、いじめの件数がものすごく増えました。

研究者が、これはいじめかいかいじめでないかと判断するのではなく、とにかく子どもの気持ちが大それたということ、僕はいい方向に舵を切つたと思つています。

それと、「一定の解消が図られた」と言うことも見直しが検討されています。かつてこの委員会でも議論になりましたけども、今度のいじめ防止対策推進法の見直しのところで、だいたい3か月ぐらいは気をつけておきなさいよということをやられるようになると思つています。それを率先して、本県では「はい、仲直りしておしまい。」ではなく、じっくりと子供たちの様子を見ていきたいと思いますという方向になつたと思ひました。

そして、学校の先生、今本当に忙しいんですけども、いじめは死に直面する問題なので、これを第一に考えていきたいと思いますということを、県も学校も考えています。

あと一つだけ付け加えますと、本学の附属学校でもいじめ対策の人間を投入して、来年度、いじめ問題に取り組む学校のシステムを作ることを目指しています。そのとき、学長として附属学校に一つだけ条件をつけたことがあります。それは何かと言ひますと、システム作りはみんなにまかせるが、それ以前のインフォーマルな教師間の人間関係を大事にしてほしいということです。つまり、システムは大事なんだけど、それ以前に、先ほどの「何か、のびた君気になるんだけど。」みたくないことを教師同士でちょっと話し合うようなそういうようなインフォーマルな関係を心がけてほしいとお願ひしました。

それも参考にさせていただいたら今後のシステム作り、今もできているでしょうけどさら

にバージョンアップしていく時に、普段の同僚との関係性を考えていただけたらと思います。

他に、この調査結果に基づいて、何かご意見ございませんでしょうか。

ないようですので議事を進めます。それでは他県の事例紹介をいたします。

先ほども申し上げましたとおり、本県における具体的な再調査の事例がないため、この場をお借りして、他県の事例を紹介いたします。

(事務局)

～資料 2-1、2-2 の説明～

(会長)

この事例について、何かご意見がございますでしょうか。

(B 委員)

実際、徳島で起こった場合どうするかですよ。一から我々がやり直すのか、それとも事後的にチェックするのか、一からやり直すのは正直難しい気はします。時間が経っていくので。

結局は、被害者がどこに不満があるかとの関係で決まってくるのかなと思いました。

(会長)

今、ご指摘いただいたように、我々がもし、再調査をする場合の指針等はまだないですかね。

(事務局)

その点につきましては、この 3 月に文部科学省の方からガイドラインが示される予定で、その中で、私ども再調査委員会も基本的には一から調査する方向でガイドラインが示される予定と聞いております。

(会長)

他に何か感想でも結構ですがございませんか。

(A 委員)

事実認定がされていないのですけどもそこが知りたいですよ。

それについて保護者の方がどう思っているかとか知りたいという感じがしました。

(会 長)

事実認定については、これでいいのかなと思いましたよね。

(B 委員)

事実が出発点ということからすると、これはそう簡単な話ではなくて、いろんな人の話を聞くというのは私もよくやっているのですが、全然話が違う場合、どこをとらえるかが難しいですよ。まず、現場できちんとした人に入ってもらおうというのが重要だと思いますよね。

そのほか、アンケートというのがあるのですが、だいたいそういうものは現場の学校で

はよくやるものなんですか。

(事務局)

そうですね。年間に、学校にもよるのですが、いじめ、あるいは生活状況についてのアンケートを複数回行っています。

(B委員)

それは、事件が起こったとか関係なく、定期的にですか。

(事務局)

定期的にやっております。匿名か記名を決め、どちらにもメリット・デメリットがあると思いますが、基本的には記名方式で、いじめを見たとか、嫌な行為を受けたとかを含めて、アンケートをとるという形が基本になっていると思います。すべての学校がやっています。

(B委員)

事件が起こってからアンケートをやったみたいなんですけど、これは犯人探しのようで嫌な感じもしないでもないのですが、日頃からやっていくことが結構重要だなと感じました。

(事務局)

重大事態ですので、やはり詳細調査が基本かと思っておりますので、アンケートをとる場合に被害者の方にまず説明しての部分も大事なんですけど、やはり、客観的な事実を明確にするには周囲の者からの聴き取りが非常に大事かと思っております。

いずれにしましても、学校内でも、きちんと生徒に説明した上で、アンケートあるいは聴き取りという形で事実を確定していくという作業が重要かと思っております。

(B委員)

具体的事実を認定しようと思ったら、直接聴かないとわからないですよ。

(C委員)

特に2つ目の事案について、事実確認がされていない。どうもこの事故があった前からいじめがあったのではないかと。教室の机がボロボロにされていたとか、いろいろな見える事実があったのに学校が把握できていなかった、事件が起こるだいぶ前のことが全然気づかれていなかったということが、この事件が起こってわかってきた。なのに、この問題を結局、部活動の問題に限定してしまったというところに違和感があります。

また、いじめを訴えた後、被害者が孤立していったこと、あとのフォローもされていなかったというところで、もう少し踏み込んだ調査ができていたらよかったと思いました。

(会長)

この報告書の概要を聞かせていただくだけで、「どうして。」という部分がでてきましたよね。

それだけ、この学校が荒れていたんですよね。そこまではわかりませんか。

(事務局)

はい。そのあたりの背景までは把握できておりません。

(会長)

私もスクールカウンセラーでいろいろな学校に行きましたけど、中には、荒れた年というのは子供はもちろんですけど、先生方はくたくたになっているという大変な年がありましたね。

それでは、国の動向について、説明をお願いします。

(事務局)

～資料3、資料4の説明～

(会長)

そのほかの配布資料の説明をさせていただきます。

～会長より、B Pリーフレットの説明～

鳴門教育大と宮城教育大、上越教育大、福岡教育大が協力して、いじめ防止支援に向けて研究・研修・情報発信を行っているところです。そこに生徒指導学会、文部科学省も加わっているのですが、今回、日本PTA全国協議会も協力団体となって一緒にやっていくことになりました。

それと、一つ情報ですが、8月8日に義家文科副大臣に鳴門教育大学に来て講演をしていただく予定です。現在、義家副大臣と本学の森田特任教授（いじめ防止対策協議会座長）のお二人の講演の準備を進めております。

次に、岡崎委員から藍住町の予防教育の取組についてご説明をお願いします。

(岡崎委員)

～予防教育の取組について説明～

藍住町では、鳴門教育大学予防教育科学センターの山崎勝之先生からご指導いただいて、学校予防教育を実施しておりまして、今年度は町の小学校3年生から中学校1年生までの全学年で町を挙げて予防教育を実施しました。

初めて実施した中学校1年生にその授業を受けた感想と4項目の質問をしました。4項目の質問は、「①予防教育は楽しかったですか。②授業の内容は理解できましたか。③予防教育の授業は、これからの学校生活を送る上で、役に立ちますか。④予防教育で学んだことを生かし、これから人の立場に立って、人の気持ちを感じ、人を助けたり手伝ったりすることができますか。」という項目で実施しました。

～回答結果説明～

子供たちは小学校からずっとやっていますが、先生の方がはじめて実施したので、授業の準備とかが大変だったんですけど、子供たちが何かを得てくれたのではないかなと思っています。

いい結果が出てきておりまして、「全国学習状況調査児童・生徒アンケート結果」の中で、「自分にはよいところがあると思いますか。」とか「学校のきまりを守っていますか。」

の項目では、小中学生とも向上傾向にあり、もちろん予防教育ばかりではないのですが、予防教育を実施した成果の現れではないかと思えます。

次に、感想を少し紹介させていただきます。

・「ディベートでは、全然何も言えなかったけど、一生懸命に意見を考えた。」という感想があって、発表はできなかったけど、頑張ったんだなということが見えました。

・「いつもあまり考えるということをしていなかったけど、この予防教育で、その大切さがわかりました。」

・「みんな考え方が違うんだなとわかった。」や

・「普段あまり話しをしない子ども班を組んでコミュニケーションがとれる。」など。

子どもたちの感想を見ていると、次期学習指導要領の内容にある「答えのない問題に自ら解決策を導く」とか、「深い学び」というあたりにも繋がるのではないかなと感じました。

(会長)

アンケートにあった「自分によいところがありますか。」という自己信頼心が根本で、統計的にも、ここが高い子は他のところでも、規範意識でも、勉学に対しても積極的だということがでている。それをいかに高めるかということで、藍住町と本学が協力して一所懸命に取り組んでいるところです。

では、本日の委員会全体を通して何かご意見ございませんか。

(B委員)

先ほどの予防教育の取組は非常にすばらしく、全部の学校でやっていただきたいなと感じました。

と言うのもですね、先ほどの資料4の7ページなんですけど、弁護士等による法教育の「裁判例を示しながら」とあるのですが、これについては違和感があるんですけど。いじめが人権侵害だとか、そんなことやったら処罰されて損害賠償責任が発生するということをお話して意味があるのかと思うんですよね。

それよりも先ほどの自己肯定感、みんな違うんだけども一人一人の人間に価値があるんだと、その辺が大事かと、ロールプレイを交えながらわかりやすくが大事なんだと、知識じゃないんですよね。それが大事なんだと思います。

教師の方も同じことが言えて、私は大学で非常勤講師をしていました。教員免許を取るために必要な科目らしいんですが、そこでも同じようなことを言っています。一人一人に価値があることを事例を交えながら考えるということを見せていたのですが、教育学部があって教員養成課程の中で単に知識を教えるのではなくて、ロールプレイでやっていただきたいなと予防教育の取組を聴いていて思いました。また、教えて下さい。

(D委員)

資料4の8ページ「早期発見」というところが気になっておまして、児童生徒からの情報によるいじめの発見が非常に少ないと、3.3%ということで、やはり、生徒さんからというのは難しいのかなと、最初に会長がおっしゃられたように、もしかしたら様子がおかしいなとかを周りが見ていくというか、学校現場は朝の健康観察というのがあると思うんですけど、体調だけではなくて、やはり心の状態・顔の表情等いろいろな感性というのか、そういうのを働かせて発見していく力がとても大きいなと思いました。

あと、いじめられたら、家庭の親御さんは気づかなかったのかという話にもなるんですけど、ある調査では、「困ったことがあったときに親に相談できるか。」といった質問に、

半分くらいの子どもが、「相談できない。」と答えています。 どうしてかという親をがっかりさせたくない、そういう調査もありますので、日常的にはいい親子関係であっても、なかなか困ったことは相談できないのだと、ですので、家庭や学校、みんなで見守りながら早期の発見に努めていかなければいけないと感じております。

(会長)

まだまだご意見あるかとは思いますが時間も経っておりますので、以上をもちまして本日の議事を終了させていただきます。ありがとうございました。